

財産形成定期預金、財産形成住宅定期預金、財産形成年金定期預金の取扱規定

目次

●財産形成定期預金取扱規定	2
●財産形成住宅定期預金規定	6
●財産形成年金定期預金取扱規定	11
●反社会的勢力の排除に係る規定	17

財産形成定期預金取扱規定

現在、新規のお取り扱いは行っておりません。

1. (預入の方法等)

- (1) 財産形成定期預金(以下「この預金」という)に係る積立金は、お申出いただいたところにより事業主が給与から天引きし、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期にお預入れいただくものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金給付金(満期給付金に限る。以下「給付金」という)を給付金支払機関または事業主を通じてお預入れできます。
- (3) この預金には、勤労者の委託を受けて事業主が行う貯蓄金(以下「社内預金」という)の管理が中止された場合に返還されるべき社内預金を勤労者財産形成促進法に定めるところに従い、お預入れできます。
- (4) この預金には、当行財産形成信託取扱規定に定められた積立コースの変更による指定金銭信託元本および収益配当金をお預入れすることができます。
- (5) この預金には、上記(1)ないし(4)のほか、勤労者財産形成促進法において預入等が認められた金銭をお預入れできます。
- (6) この預金のお預入れは、1口1,000円以上とします。
- (7) この預金については、通帳または証書の発行にかえて、お取引の内容を6か月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類、期間等)

- (1) この預金は、お預入れのつど預入日の5年後の応当日を満期日とする期間5年のスーパー定期としてお預りします。
- (2) この預金は分離課税とします。

3. (自動継続)

- (1) 上記2.(1)によりお預りしたスーパー定期は、それぞれの満期日に、元利合計金額にて当該満期日の5年後の応当日を満期日とするスーパー定期として自動的に継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。
- (2) 上記(1)の継続にあたり、この預金に満期日を同じくする数口のスーパー定期がある場合は、満期日にそれらを1口のスーパー定期にまとめて継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、それぞれのスーパー定期の預入日(上記3.により継続されたときはその継続日)現在における当行所定の利率(以下「約定利率」という)によって、6か月複利の方法により計算し、満期日に当該スーパー定期の元金に組入れて継続する方法により支払います。この場合、付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、その利息はそれぞれのスーパー定期について、預入日(上記3.により継続されたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨て。ただし、預入期間が1か月未満の期限前解約については、預入日の普通預金利率が解約日の普通預金利率を上回る場合には、解約日の普通預金利率とする)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満	預入日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
3年以上4年未満	約定利率×80%
4年以上5年未満	約定利率×90%

5. (預金の解約等)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印のうえ、原則として事業主を通じて当行に提出して下さい。
- (2) この預金の一部を解約するときは、払戻請求額は1,000円単位として下さい。この場合数口のスーパー定期があるときは、預入日(上記3.により継続されたときは最後の継続日)から解約日までの期間が短いものから順に払戻請求額に達するまで解約し、解約対象となるスーパー定期について、上記4.(2)により計算した利息とともに支払います。

6. (届出事項の変更)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに事業主を通じて書面によって当行に届け出て下さい。この届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合、この預金の元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間を置き、さらに保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (通知等)

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし、ます。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとし、ます。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとし、ます。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとし、ます。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとし、ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず当行が負担し、ます。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとし、ます。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとし、ます。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとし、ます。

1 2. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とし、ます。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とし、ます。

1 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、ます。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとし、ます。

以上

財産形成住宅定期預金取扱規定

現在、新規のお取り扱いは行っておりません。

財産形成住宅定期預金(以下「この預金」という)は、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号の要件を満たす勤労者財産形成住宅貯蓄として所定の積立を行い、かつ、持家の取得等を目的とするものです。

1. (預入の方法等)

- (1) この預金に係る積立金は、お申出いただいたところにより事業主が給与から天引きし、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期にお預入れいただくものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金給付金(満期給付金に限る。以下「給付金」という)を給付金支払機関または事業主を通じてお預入れできます。
- (3) この預金には、上記1.(1)(2)のほか、勤労者財産形成促進法に定められた金銭をお預入れできます。
- (4) この預金のお預入れは、1口1,000円以上とします。
- (5) この預金については、通帳または証書の発行にかえて、お取引の内容を6か月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類、期間等)

- (1) この預金は、お預入れのつど預入日の5年後の応当日を満期日とする期間5年のスーパー定期としてお預りします。

3. (自動継続)

- (1) 上記2.(1)によりお預りしたスーパー定期は、それぞれの満期日に、元利合計金額にて当該満期日の5年後の応当日を満期日とするスーパー定期として自動的に継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。
- (2) 上記3.(1)の継続にあたり、この預金に満期日を同じくする数口のスーパー定期がある場合は、満期日にそれらを1口のスーパー定期にまとめて継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、それぞれのスーパー定期の預入日(上記3.により継続されたときはその継続日)現在における当行所定の利率(以下「約定利率」という)によって、6か月複利の方法により計算し、満期日に当該スーパー定期の元金に組入れて継続する方法により支払います。この場合、付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

(2) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、その利息はそれぞれのスーパー定期について、預入日(上記3.により継続されたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨て。ただし、預入期間が1か月未満の期限前解約については、預入日の普通預金利率が解約日の普通預金利率を上回る場合には、解約日の普通預金利率とする)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

	預入日における普通預金利率
6か月未満	
6か月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
3年以上4年未満	約定利率×80%
4年以上5年未満	約定利率×90%

5. (預金の解約等)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印のうえ、原則として事業主を通じて当行に提出して下さい。
- (2) この預金の一部を解約するときは、払戻請求額は1,000円単位として下さい。この場合数口のスーパー定期があるときは、預入日(上記3.により継続されたときは最後の継続日)から解約日までの期間が短いものから順に払戻請求額に達するまで解約し、解約対象となるスーパー定期については、上記4.(2)により計算した利息とともに支払います。

6. (目的外払出し等)

- (1) この預金は、持家の取得等の対価の全部または一部で持家の取得等のとき支払うもの(以下「頭金等」という)などの勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ロおよびハに定める支払いに充てられる場合を除き払出しはできません。
- (2) やむをえない事由により上記6.(1)以外の払出しをした場合は、この預金を解約します。

7. (利息にかかる税金等)

- (1) 勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号の要件に該当しないこととなったためすでにお支払いした利息に税金がかかることとなった場合は、その税金相当額をこの預金から引落しすることができるものとします。

8. (届出事項の変更)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに事業主を通じて書面によって当行に届け出て下さい。この届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合、この預金の元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間を置き、さらに保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (通知等)

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず当行が負担します。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.4. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1.5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化そ

その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

以上

財産形成年金定期預金取扱規定

現在、新規のお取り扱いは行っておりません。

財産形成年金定期預金(以下「この預金」という)は、勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号の要件を満たす勤労者財産形成年金貯蓄として、所定の積立を行い、かつ、年金の支払を受けることを目的とするものです。

1. (預入の方法等)

- (1) この預金に係る積立金は、お申出いただいたところにより事業主が給与から天引きし、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期にお預入れいただくものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金給付金(満期給付金に限る。以下「給付金」という)を給付金支払機関または事業主を通じてお預入れできます。
- (3) この預金には、上記1.(1)(2)のほか、勤労者財産形成促進法に定められた金銭をお預入れできます。
- (4) この預金のお預入れは、1口1,000円以上とします。
- (5) この預金については、通帳または証書の発行にかえて、お取引の内容を6か月に1回書面により通知します。

2. (預金の種類、期間、自動継続等)

- (1) お積立期間中のこの預金は、お預入れのつど預入日の5年後の応当日を満期日とする期間5年のスーパー定期としてお預りします。
- (2) 上記2.(1)によりお預りしたスーパー定期は、それぞれの満期日に、元利合計金額にて当該満期日の5年後の応当日を満期日とするスーパー定期として、自動的に継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。
- (3) 上記2.(2)の継続にあたり、この預金に満期日を同じくする数口のスーパー定期がある場合は、満期日にそれらを1口のスーパー定期にまとめて継続します。継続されたスーパー定期についても以後同様とします。

3. (分割・支払い方法等)

- (1) この預金は、あらかじめお申出いただいた支払開始日(60歳に達した日以後の日で積立終了日から5年以内の日に限る(休日の場合は翌営業日))を初回の支払日とし、以後お申出いただいた支払日(休日の場合は翌営業日)に、あらかじめご指定いただいた口座に振り込む方法によりお支払いします。
- (2) この預金の、支払開始日の3か月前の応当日を年金元金計算日(以下「計算日」という)とし、その計算日において全てのスーパー定期を解約するものとします。
(ただし、計算日が満期日となるスーパー定期を除きます)

また、その解約されたスーパー定期と計算日が満期日となるスーパー定期の元利金の合計額を年金計算基本額（以下「基本額」という）とします。

なお、この計算日において以下の方法にて分割したものを、5年以上20年以内の期間にわたって、毎年一定の時期にお支払いいたします。

- ア. 基本額をあらかじめご指定いただいた支払回数で除した金額（ただし100円単位とし、100円未満を切り捨てます）を元金として、計算日から3か月ごとに到来する応当日を満期日とする20口の期間の異なるそれぞれのスーパー定期（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます）を作成します。
- イ. 基本額から3.（2）アにより作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、一口の5年後の応当日を満期日とするスーパー定期（以下これを「定期預金（継続口）」といいます）を計算日に作成します。
- ウ. 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に元利金をあらかじめご指定いただいた口座に振り込む方法によりお支払いします。
- エ. 定期預金（継続口）は、満期日に3.（2）ア、イに準じて取扱い、以後同様とします。この場合3.（2）ア、イに「基本額」とあるのは「定期預金（継続口）の元金」と、「計算日」とあるのは「定期預金（継続口）の満期日」と、3.（2）アに「あらかじめご指定いただいた支払回数」とあるのは「あらかじめご指定いただいた支払回数のうち定期預金（継続口）の満期日における残余回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が20回以下になる場合には、3.（2）アの「20口の期間の異なるそれぞれのスーパー定期」を「残余の支払回数の口数に相当する期間の異なるそれぞれのスーパー定期」と読み替えるものとし、当該定期預金（継続口）の元金から定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差し引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金（満期支払口）に加算します。

4.（利息）

- （1）お積立期間中の、この預金の利息は、それぞれのスーパー定期の預入日（上記2.（2）（3）により継続されたときはその継続日）現在における当行所定の利率（以下「約定利率」という）によって、6か月複利（年金支払期間中の場合は、3年未満のスーパー定期は単利、3年以上のスーパー定期は6か月複利）の方法により計算し、満期日に当該スーパー定期の元金に組入れて継続する方法によりお支払いします。この場合、付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。
- （2）当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、その利息はそれぞれのスーパー定期について、預入日（上記2.（2）（3）により継続されたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨て。ただし、預入期間が1か月未満の期限前解約については、預入日の普通預金利率が解約日

の普通預金利率を上回る場合には、解約日の普通預金利率とする)によって、この預金とともに
にお支払いします。

6か月未満	預入日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
3年以上4年未満	約定利率×80%
4年以上5年未満	約定利率×90%

5. (預金の解約等)

(1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印のうえ、
原則として事業主を通じて当行に提出して下さい。

6. (据置期間中の非課税限度額超過の場合の取扱)

(1) この預金の最終預入日以後に、勤労者財産形成促進法施行規則第1条の4の2の規定に基づき
計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の
上昇によって、この預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子
額全額をあらかじめご指定いただいた口座に振り込む方法によりお支払いします。

7. (目的外払出し等)

(1) この預金は、上記3に定める年金の支払いおよび上記6の払出しのほか、金銭による払出し
はできません。

(2) やむをえない事由により年金支払終了日前に上記7.(1)以外の払出しをした場合は、こ
の預金を解約します。

8. (利息にかかる税金等)

(1) 勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号の要件に該当しないこととなったためすでにお支払
いした利息に税金がかかることとなった場合は、その税金相当額をこの預金から引落しするこ
とができるものとします。

9. (内容の変更等)

(1) この預金の積立期間、据置期間、年金支払期間、年金支払方法等の内容の変更をする場合は、
勤労者財産形成促進法施行令第13条の19の規定により、積立終了日までに事業主を経由して当

行所定の用紙によりお届けください。

なお、変更後においても勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号の要件を満たすものでなければこの変更はできません。

- (2) 年金支払開始日以後に、勤労者財産形成促進法施行令第13条の4第3項の規定等により、年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の最初の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の用紙によりお届けください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更にあたり、年金の支払回数が2回未満かつ総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

1 0. (届出事項の変更)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに事業主を通じて書面によって当行に届け出て下さい。この届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合、この預金の元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間を置き、さらに保証人を求めることがあります。

1 1. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 2. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 3. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその

他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

1 4. (通知等)

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず当行が負担します。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾

を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (準拠法令、合意管轄)

(1) この取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

以上

反社会的勢力の排除に係る規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

みずほ信託銀行（以下、「当行」といいます。）との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

次の各号に一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ。）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、その損害額を支払っていただくものとします。

- ①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A～Dに準ずる行為

3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以上